

飯能市災害時医療救護活動マニュアル  
(急性期)

(令和2年度)

飯 能 市

(一社) 飯能地区医師会

(一社) 飯能地区歯科医師会

飯能地区薬剤師会

飯能市柔道整復師会

## 1 総則

### (1) 目的

このマニュアルは、「飯能市地域防災計画」において、災害時の医療体制について整備を図ることとしていることに基づき、医療救護活動の詳細を規定するため策定するものです。

### (2) 適用

本マニュアルは、主として災害発生急性期（４８時間以内）の医療救護活動について定めるものとします。

## 2 医療救護の実施体制

### (1) 実施責任者

被災者の医療救護活動の実施責任者は市長です。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行います。

### (2) 実施体制

（一社）飯能地区医師会、（一社）飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会、飯能市柔道整復師会及び市は、災害によって多数の傷病者が発生したとき、また、災害により市内の医療機関が被災し、市民が医療を受けられなくなったときは、応急救護等により被災者の迅速な救護を行うこととします。

名称	活動事項	班員構成等
（一社）飯能地区医師会	災害時医療救護本部で、各救護所のコーディネートをを行うほか、災害規模・地域の実態・傷病者の数などに応じて、救護所に医師を派遣し、救護活動を行う。	本部に会長又は副会長 各救護所にあらかじめ定められた医師を派遣
（一社）飯能地区歯科医師会	災害時医療救護本部で、会員の派遣のコーディネートをを行うほか、救護所での歯科医療、警察の死体検案の協力等を行う。	本部に会長又は副会長 各救護所にあらかじめ定められた歯科医師を派遣
飯能地区薬剤師会	災害時医療救護本部で、会員の派遣のコーディネートをを行うほか、救護所の薬剤管理、各地から送られた救援医薬品の仕分け等を行う。	本部に会長又は副会長 各救護所にあらかじめ定められた薬剤師を派遣 また救援物資センターに仕分員を派遣
飯能市柔道整復師会	災害時医療救護本部で、会員の派遣のコーディネートをを行うほか、救護所における救護活動を行う。	本部に会長又は副会長 各救護所にあらかじめ定められた柔道整復師を派遣
市	災害対策本部、災害時医療救護本部の運営、各救護所に保健師または看護師、事務員などを派遣し、救護所の運営を行う。	災害医療本部に医療総務班長、医療班長、各救護所にあらかじめ定められた職員を派遣

埼玉西部消防組合	各救護所の要請に応じて、救急車両の配車、搬送を行う。	収容可能な医療機関の把握、災害拠点病院等の広域搬送の準備、防災ヘリコプター等との連携
自主防災組織	地区自主防災組織や企業自衛防災組織は、地域の被災者の傷病者を共助により搬送等を行う。	自家用車、担架、リヤカー等による搬送

### (3) 医療救護班

- ① 医師会等四師会の会員及び行政職員は、あらかじめ定められた救護所に配置する者を決めておき、災害が発生した場合には、災害対策本部からの指示により参集します。また、連絡網が機能しない場合においても、震度6弱の震災が発生した場合は、各会員は自主参集するものとします。
- ② 救護班は、その救護所に参集した医師を班長として編成し、トリアージ、応急救護、搬送要請等を行います。
- ③ 救護班は、各救護所に配置された救護用品などを調達し、救護所を設置します。
- ④ 救護班の業務は、トリアージの実施、傷病者に対する応急処置、カルテ等の作成、医薬品等の補給、死亡確認・検案協力等を行います。

### (4) 医療救護所

- ① 医療救護所設置場所については次のとおりです。

名称	該当地区
飯能第一小学校救護所	旧飯地区
富士見小学校救護所	旧飯地区、精明地区
双柳小学校救護所	精明地区
加治小学校救護所	加治地区
加治東小学校救護所	加治地区
原市場小学校救護所	原市場・南高麗・名栗地区
奥武蔵小学校救護所	吾野・東吾野地区

- ② 簡易救護所については次のとおりです。

名称	該当地区
飯能第二小学校救護所	旧飯地区
南高麗小学校救護所	南高麗地区
精明小学校救護所	精明地区
美杉台小学校救護所	加治地区
旧吾野小学校救護所	吾野地区
旧東吾野小学校救護所	東吾野地区
名栗小学校救護所	名栗地区

簡易救護所は、保健師または看護師、事務員等で運営します。

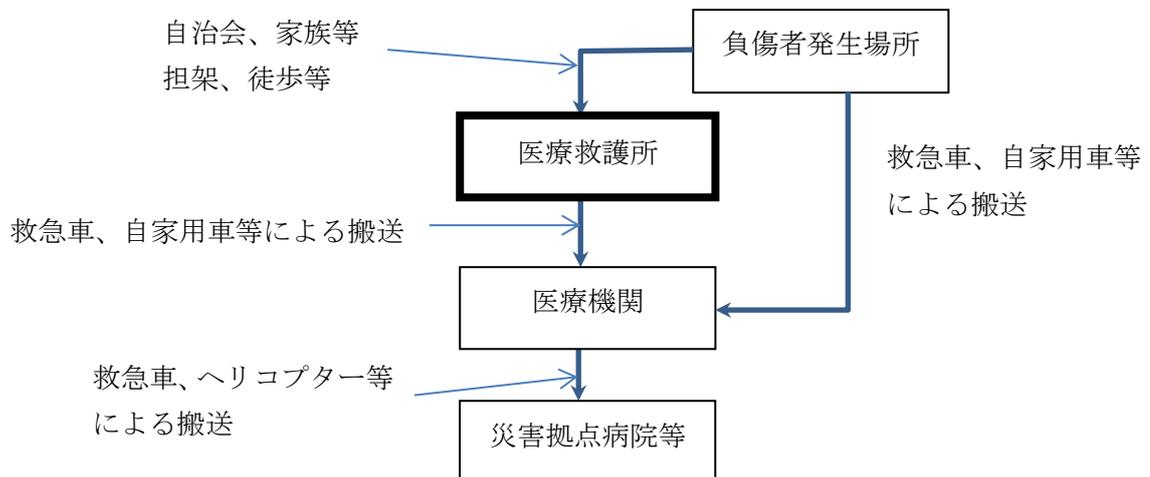
- ③ 医療救護所及び簡易救護所は、災害の規模、状況に応じて増減するものとします。
- ④ 医療救護所等には次の物品を配置します。

備品名	個数	備考
救護所旗	1	
トリアージポスト用テント	1	
応急救護所用テント	3	赤、黄、緑 ※令和2年度に加治小・加治東小、令和3年度に双柳小・原市場小、令和4年度に奥武蔵小に配備予定
折りたたみ担架	1	
移動式担架	3	
折りたたみ式アルミベッド	5	
トリアージシート (4色)	各1	
トリアージタッグ (50枚)	2	
救護ベスト	10	
応急救護セット (50人用)	1	
万能副木	20	
緊急蘇生セット	1	

※救護所に定められた学校に同様の備品がある場合は、それも活用します。

※救護所に必要な机、イス、黒板、事務用品などは各学校で調達します。

(5) 搬送体制



(6) 医薬品等の調達

① 救護所備蓄医薬品

- ・市は、医療救護所に指定された学校に、医療救護に必要な医薬品を災害用備蓄として配置します。

- ・市は、毎年医薬品の使用期限等について点検します。これにより使用しないまま期限が経過した災害用備蓄医薬品については速やかに入れ替えます。
- ・備蓄する医薬品の内容は、医師会等四師会の意見を聴いて、市と学校とが協議して決定します。

② 県備蓄医薬品

市は、発災後速やかに県に対し県備蓄医薬品の使用を要請するものとします。

③ 医療班員携行医薬品

医療班員は、自らが携行した医薬品等を使用する場合は、その使用した医薬品等の費用について記録し、後日、市に請求するものとします。

④ 不足医薬品の調達

医療班薬剤師は、応急救護に必要な医薬品の在庫を確認し、不足が生じた場合は災害時医療救護本部に調達を依頼します。緊急な場合で連絡が可能な場合は直接発注することもできます。

⑤ 備蓄に必要な協定等

市は、医薬品問屋などと備蓄について協定しておくものとします。その際は、市内外にかかわらず近隣の業者と協定するものとします。

# 飯能市災害時医療救護所開設マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、飯能市災害時医療救護活動計画書に基づき、飯能市指定避難所等に併設される医療救護所の開設について、その開設手順等を示したものです。開設に当たっては、施設管理者と協力し、迅速に医療救護所を立ち上げ、医療救護活動を実施します。

## 2 医療救護所の設置

災害時医療救護計画書に基づき、次の医療救護所を設置します。

救護所名 \_\_\_\_\_ 救護所

## 3 医療救護所の業務内容

- (1) 負傷者の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急措置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) その他必要な事項

## 4 要 員

### (1) 医療救護班

市の災害対策本部からの派遣要請により、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等から医師・歯科医師・薬剤師・柔道整復師・看護師（保健師）等による医療救護班が編成され、各医療救護所に派遣されます。また、DMAT（災害派遣医療チーム）や日本赤十字医療救護班等が派遣される場合もあります。

また、急性期においては、24時間活動となることが予想されるため、できるだけ8時間の3班体制での活動を基本とします。なお、原則として1班あたり医師を含め6名の体制を基本とします。

【医療救護班班長】（ \_\_\_\_\_ ） 救護班班長は医師とします。

医療活動は班長の指示に従って行動してください。

班長は、基本編成で不足が生じる場合は、その他運営に必要な要員を、避難者などの中から適宜依頼して編成してください。ただし、要員の確保が困難な場合は、班長が本部と調整してください。

### (2) 医療救護所運営責任者

災害対策本部等との情報伝達等を行う運営責任者は、あらかじめ市の職員を専任してありますが、指定された者が到着しない場合は、現地に到着している運営員から班長が指定してください。

【運営責任者氏名】（ \_\_\_\_\_ ） 原則として市職員とします。

### (3) 医療救護所運営員

医療救護活動及び医療救護所の運営を行う運営員を配置してください。

配置予定者が参集できない場合は、避難所運営者や避難者などから適宜依頼して編成してください。

運営員の活動内容例は次のとおりです。その他班長の指示に従ってください。

- ・ トリアージ終了後の傷病者の誘導と搬送
- ・ 傷病者の記録（トリアージタグ、応急処置記録、搬送記録等についての聴き取り及び記録）
- ・ 対策本部への報告（負傷者の状況や不足医薬品等）
- ・ 搬送などの要員が足りない場合は、自治会などから要員の応援を依頼してください。

### (4) 簡易救護所

医療救護所のうち、医師等の配置の無い簡易な治療等を行う救護所として、簡易救護所を設置します。

簡易救護所は、市の保健師または看護師、事務職員などで運営し、患者の重症度などにより医療救護所や災害拠点病院などに搬送します。

## 5 開設及び運営の手順等

指定された救護所に設置された防災倉庫などから、トリアージや医療救護に必要な物品を取り出し、トリアージポスト及び応急救護所を設置します。

### (1) トリアージポストの設置

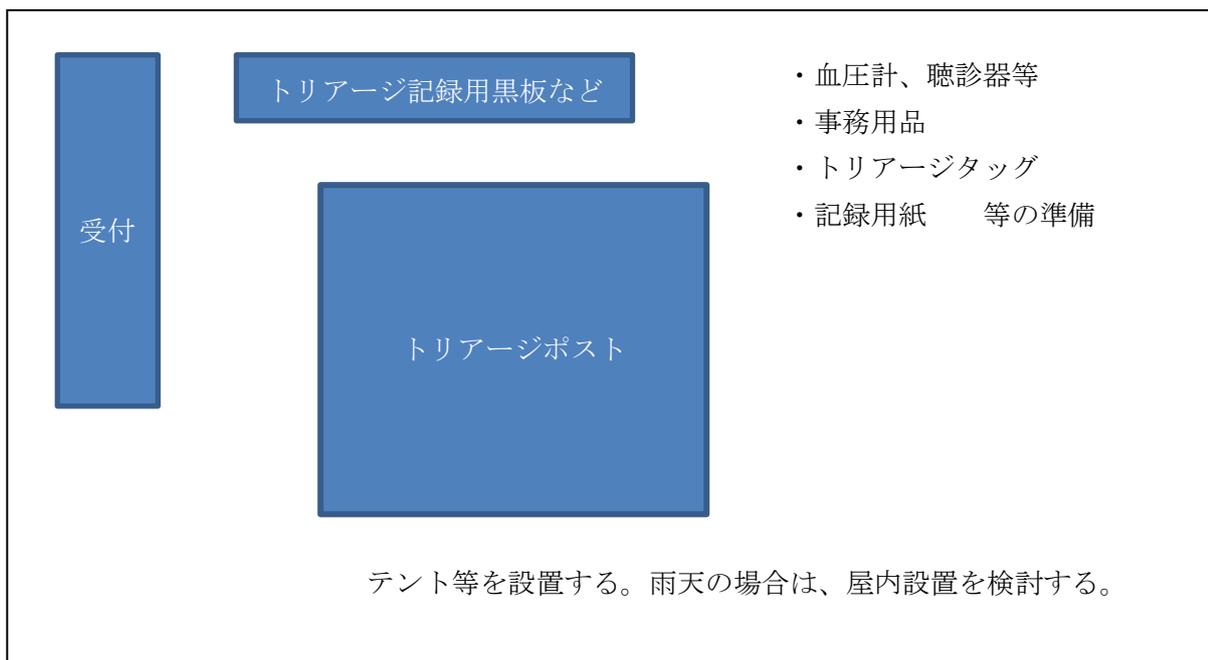
・ トリアージ用テントを設置し、トリアージ受付用机イスを設置します。テントがない場合はブルーシートなどで場所を確保します。トリアージタグ及び必要な事務用品を並べます。

・ 赤、黄、緑のトリアージされた人の収容スペース（それぞれ4.5×4.5m程度）を確保し、エリアの区別がつくようにします。トリアージシートが保管されている場合は、トリアージシートを敷設します。ない場合はエリアを区別します。

・ 赤タグエリアについては、迅速に災害拠点病院などに搬送するよう手配する者を、黄タグエリアについては、赤タグ患者の搬送後に、適宜病院などに搬送する者を、緑タグエリアについては、症状悪化に備え、帰宅させずにしばらくの間収容する者を収容します。

・ 黒タグの者は、周囲から見えない場所に安置するスペースを確保し、運営員が付き添うなどの配慮を行い収容します。

## ○ トリアージポストの標準設置方法



## ○ 応急救護所の標準設置運営方法

トリアージした患者は、各色ごとの応急救護所に誘導し、応急処置、搬送の優先順位を決めて優先順に行います。



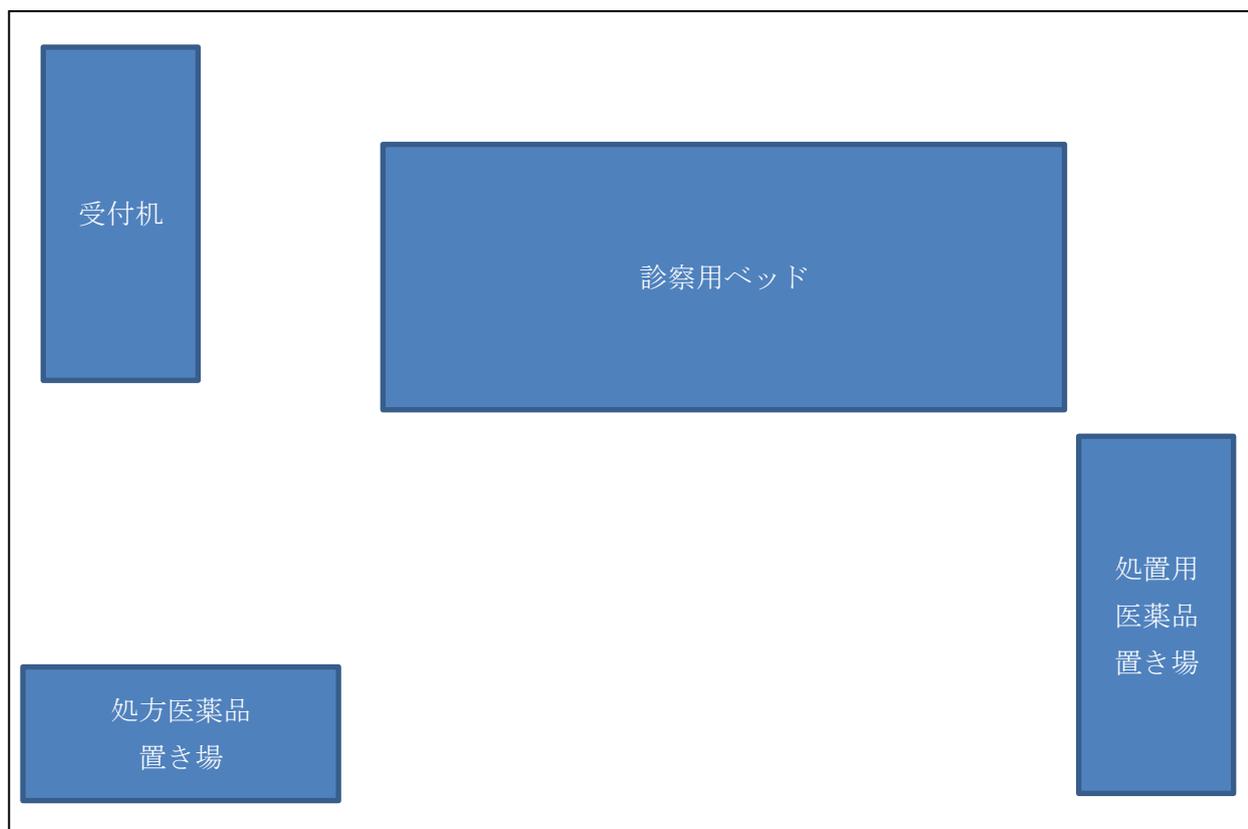
## (2) 応急救護所の設置

机、椅子、衝立、毛布等を調達し、応急救護所を立ち上げます。

### <必要備品等>

- ・ 救護ボックス（医薬品・衛生材料）  
救急箱、AED、マスク、手指消毒薬、血圧計
- ・ 救護班用ビブス
- ・ 記録用紙（傷病者一覧表、災害時診療録、診療日誌等）、事務用品
- ・ 机、椅子、ベッド、毛布・布団、衝立  
（机、イスなどは学校で調達する。その他は防災倉庫を確認する。）

### ○ 応急救護所の標準設置方法



- ・ 救護ボックス
- ・ 事務用品
- ・ 記録用紙
- ・ 血圧計  
などを用意する。

(3) 役割分担の指示

運営責任者は、運営員に対し、それぞれの分担業務を指示します。(備品調達、テント設営、搬送準備、収容場所確保、患者受付、患者整理、聴き取り等対応、搬送先等記録、救急車誘導、災害対策本部との通信確保 等)

(4) 看板設置

救護所名を記した看板(紙でも可)を、救護所入口に掲示します。

(5) 導線の確保

医療救護所を避難所に併設する場合は、避難者と傷病者搬入・搬送の動線が重ならないように設置誘導します。

(6) 救急車の進入路の確保

救護に関係のない自動車を移動するなど、救急自動車等の通行に十分なスペースを確保します。

(7) 搬送先の記録

医師の判断により赤タグの人から優先的に搬送し、運営員は搬送先等を記録します。(搬送先病院は広域消防やコーディネーターチームの情報に基づき、その場で決定されます。)

(8) 応急処置の実施と記録

医師が搬送前の負傷者の応急処置をする間、運営員は、できる限り負傷者の氏名や住所、年齢、症状等の情報を本人または周囲の者から聴き取り、トリアージタグ及びカルテ等に記録します。

(9) 不足医薬品の調達

負傷者の応急処置用医薬品等が不足したら、無線やFAX等で市の災害対策本部へ連絡してください。薬剤師が派遣されている場合は薬剤師の指示に従い、薬剤師が不在の場合は医師の指示に従って報告します。

(10) 医療救護活動の補助

医療救護の手伝いをする者は、必ず救護班長(医師)の指示に従います。

(11) 状況報告

運営責任者は、収容者の人数や状態、搬送の状況に関する情報等を災害対策本部へ随時報告します。

### 医療救護所一覧表

飯能第一小学校救護所	☎972-4147	飯能市山手町 1 3-8
富士見小学校救護所	☎973-5741	飯能市双柳 1-1
双柳小学校救護所	☎973-6522	飯能市双柳 1 1 9 4
加治小学校救護所	☎972-2319	飯能市川寺 5 0 0
加治東小学校救護所	☎973-5141	飯能市岩沢 1 2 4 3
原市場小学校救護所	☎977-1236	飯能市下赤工 4 4 2-2
奥武蔵小学校救護所	☎978-1214	飯能市長沢 2 6-2

※各救護所の配置については別紙のとおり

### 簡易救護所一覧表

飯能第二小学校救護所	☎972-4026	飯能市小瀬戸 5 4 8-1
南高麗小学校救護所	☎972-2806	飯能市下直竹 3 8
精明小学校救護所	☎972-2651	飯能市小久保 5 4-2
美杉台小学校救護所	☎972-0681	飯能市美杉台 1-2 9
旧吾野小学校救護所	☎978-1224	飯能市吾野 2 4 0-2
旧東吾野小学校救護所	☎978-1225	飯能市平戸 1 3 0-2
名栗小学校救護所	☎979-1128	飯能市上名栗 2 9 4 4

※各救護所の配置については別紙のとおり

## 災害急性期の医薬品等について

○災害急性期に予想される傷病

多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等

	必要性の高い医薬品	適応する傷病	留意事項等
医 薬 品	細胞外液補充液	大量出血、ショック 洗浄にも使用可	大量需要、保管難 点滴セットが同数必要
	解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、挫滅創、 切創、打撲、骨折 等	大量需要 常温保管可のものが適当
	抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、 各種感染症	大量需要、常温で保管できる 適応症が多様にある
	滅菌消毒剤	各種外傷	大量需要、常温可 かさばる物が多いため保管難
	外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	初期大量需要 常温可
	止血剤	各種出血性疾患	初期大量需要 常温可
	強心剤、昇圧剤	心不全等、低血圧	初期大量需要 常温可
	湿布薬 (鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤)	打撲、筋肉痛、腰痛	初期には冷シップ かさばるが保管は容易 常温可
	殺菌消毒剤	外傷全般	初期に大量需要、常温可 希釈不要のもの
衛 生 材 料	ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏 等	外傷全般	初期大量需要、常温可 セットが好ましい
医 療 機 器	輸液セット、翼付静脈針		細胞外液補充液投与時に必要

## 附則

平成 26 年 4 月施行

平成 26 年 10 月一部改正

平成 29 年 5 月一部改正

平成 31 年 4 月一部改正